



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年4月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大平宿をのこす会
- 3 代表者の氏名
井坪 修
- 4 主たる事務所の所在地
長野県飯田市知久町2丁目33番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、伊那谷の民家を残し歴史とのふれあい、会員の知識を深めると共に多くの人々に利用していただいて、自然の保全について学習の場としてみどりと水を守る。

NPO推進チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成18年度長野県庁空調設備等自動制御設備点検作業
 - (2) 役務の特質
本館、議会棟及び西庁舎に設置されている空調設備等自動制御装置の点検及び調整
 - (3) 履行期間
契約の日から平成19年3月31日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県内に本社又は営業所等を有し、故障又は緊急の時に連絡がとれる体制が整備されている者であること。
 - (5) 複数の自動制御装置が広域管理システムにより一括管理されている空調設備等自動制御装置に係る点検作業の元請契約を誠実に履行する能力を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部財産活用チーム
電話 026 (235) 7045
- 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年5月26日 午後2時
イ 場所 長野県庁 本館入札室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月22日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

財産活用チーム

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成18年 5月15日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発 生 年 月 日	患 疑 似 患 畜 の 区 分	発 生 頭 数	発 生 の 場 所 又 は 区 域
ヨーネ病	牛	平成18年 4月25日	患畜	1	伊那市

食の安全・生活衛生チーム

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成18年 5月15日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発 生 年 月 日	患 疑 似 患 畜 の 区 分	発 生 頭 数	発 生 の 場 所 又 は 区 域
ヨーネ病	牛	平成18年 4月20日	患畜	1	飯田市

食の安全・生活衛生チーム

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成18年 5月15日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名 称	成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 期 間	調 査 を 行 っ た 地 域	認 証 年 月 日
南佐久郡川上村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から 平成17年度まで	南佐久郡川上村大字川端 下の一部	平成18年 5月15日
北佐久郡軽井沢町	地籍簿及び地籍図	平成15年度から 平成17年度まで	北佐久郡軽井沢町大字軽 井沢、軽井沢の一部	平成18年 5月15日
木曾郡南木曾町	地籍簿及び地籍図	平成14年度から 平成17年度まで	木曾郡南木曾町田立の一 部	平成18年 5月15日
下水内郡栄村	地籍簿及び地籍図	平成15年度から 平成17年度まで	下水内郡栄村大字塚の一 部	平成18年 5月15日
長野市	地籍簿及び地籍図	平成17年度	長野市鬼無里の一部	平成18年 5月15日

水と土・郷づくりチーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年 5月15日

長野県知事 田 中 康 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ中野店
中野市大字吉田字柿ノ木726ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	変 更 前	変 更 後
1	午前6時～午後8時	午前5時～午後8時
2	午前6時～午後8時	午前5時～午後8時

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 変更する年月日
平成18年 5月12日
- 届出年月日
平成18年 4月28日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県北信地方事務所産業労働チーム
- 縦覧の期間
平成18年 5月15日から平成18年 9月15日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県北信地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、木曾町役場において縦覧に供します。

平成18年5月15日

長野県知事 田中康夫

農業振興地域の区域の変更(統合)

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
木曾福島農業振興地域	木曾福島町	4,489
日義農業振興地域	日義村	3,693
開田農業振興地域	開田村	9,964
三岳農業振興地域	三岳村	9,134

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
木曾農業振興地域	木曾町	27,280

農業政策チーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
諏訪都市計画道路 3・4・24号四谷線
3・4・26号新川線
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・4・24号四谷線
諏訪市大字中洲字三ツ俣、字松山、字新田、字起シ、字曾根田、字大縄下、字横町、字舟戸、大字豊田字構、字西裏、大字湖南字

古城、字南海、字南武井田、字仲村沢通、字横田通、字馬場通、字仲村沢の各一部
3・4・26号新川線
諏訪市大字豊田字船戸、字中船戸、字榎河原、字治郎田、字下沢、字小場沢、字竜海、大字湖南字中河原通、字中河原、字池田通、字砂河原、字神田通、字高ビタ通、字水河尻通、字小田通、字田尻、字西沢通、字仲村沢通、字馬場通、字野明沢通、字南沢通、字宮田通、字丸田、字城下、字大道下、字湯田、大字中洲字向田の各一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県土木部都市計画チーム、長野県諏訪建設事務所、諏訪市役所
- 4 縦覧期間
自 平成18年5月16日
至 平成18年5月29日

都市計画チーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画道路 3・4・1号駅前通り線
3・4・2号国道線
3・4・3号千曲線
3・4・4号万葉線
3・5・5号戸倉上山田線
3・4・13号一重山線
3・4・14号駅前線
3・4・15号旧国道線
3・4・16号屋代東線
3・4・17号八幡宮線
3・4・18号川西線
3・5・19号温泉前線
3・5・20号栗佐橋線
3・3・21号上田篠ノ井線
3・3・22号上田篠ノ井線
3・4・23号黒彦線
3・4・24号若宮線
3・4・25号羽場線
3・4・26号上山田線
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・4・1号駅前通り線
千曲市大字戸倉字大明神、字今井、字中町、字鎮守の各一部
3・4・2号国道線

千曲市大字栗佐字宮西、字南村浦沖、字南村道北、字南村道南、字南村前、字南沖、大字杭瀬下字東沖、大字桜堂字西沖、字水引、字土井合、大字打沢字大塚、大字鋳物師屋字側測、字中島、大字寂蒔字西王子、字八幡新田、字上王子、字法正寺、字天木下、字高札前、字野杭、字中島、字西町頭、大字内川字東久保、字内川、字屋代仮堰外、字街道西、大字上徳間字十夜河原、字深田、大字戸倉字落合、大字上徳間字下河原、字中河原、大字戸倉字清水尻、字今井町、字幸神、字今井、字中町、字上仲町、字上町、大字磯部字赤田、字流屋敷、字御道端、字見附、字西新田、字新田、字伊勢宮の各一部

3・4・3号千曲線

千曲市大字栗佐字琵琶尻、字北村浦、字五丁鋤、字芦原、字北村西沖、字諏訪宮、字幅下、字蓮池、字宮西、字中島、大字杭瀬下字五十里、字欠下、字堂川原、字綿主、字柳川原、字三ツ屋、字高川原、大字新田字柳川原、字村浦、字屋敷、字尾米、字宮前、字東上川原、大字鋳物師屋字柳原下、字堀畑、字柳原、字花岡、字船山、大字寂蒔字大腐尻、字清水、字小土腐、字大土腐、大字内川字押掘、字堀田久保、字西久保、字中川原、字屋代仮堰外、大字上徳間字橋場、字町尻、字町尾、字十夜河原、字中村、字深田、字古屋敷、字中河原、字上村、大字戸倉字大西、字鎮守、字石原田、字芝宮、大字磯部字河原田、字欠端、字見附、字西新田、字新田の各一部

3・4・4号万葉線

千曲市大字磯部字御道端、字欠端、字河原田、字下河原、字欠下、大字上山田字前河原、上山田温泉二丁目の各一部

3・5・5号戸倉上山田線

千曲市大字戸倉字上仲町、字鎮守、字大西、字大西川原、大字若宮字伊勢宮河原、字村東、字大日向方、上山田温泉一丁目、上山田温泉二丁目、上山田温泉三丁目、上山田温泉四丁目、大字上山田字住吉、字神戸、字三本木の各一部

3・4・13号一重山線

千曲市大字八幡字大伝寺、字社宮司、字花免、字八日市場、字井新田、字五人新田、字中川原、字中島、字向川原、大字中字小中島、字土手内、字前久保、字堰尻、字村西、字中村、大字新田字堰口、字西上川原、字東上川原、大字鋳物師屋字柳原下、字堀畑、字花岡、字土井田、字西畑、字側測、字中島、大字打沢字大塚、字越田、字松在毛、大字小島字窪田、字山根、字新大門上、字東山、大字屋代字一重山、字清水、字七ツ石、字返町、字中原、大字雨宮字中原、字町浦、大字屋代字大境、字松ヶ崎、字城ノ内、字高畑の各一部

3・4・14号駅前線

千曲市大字小島字新大門下、字新大門上、字屋敷地、字琵琶島、大字桜堂字桜田、大字杭瀬下字東沖、字屋敷、字古屋敷、字宮下、字堂川原、字綿主、字石原、字牛追、大字野高場字大明神、字野高場、大字稲荷山字中通、字上通、字町屋敷、字釜蓋の各一部

3・4・15号旧国道線

千曲市大字打沢字松在毛、大字小島字窪田、字武台、字屋敷地、大字桜堂字桜田、大字小島字新大門下、字琵琶島、字長福寺、大字屋代字本町、字新屋、字新町、字毛勝の各一部

3・4・16号屋代東線

千曲市大字屋代字新町、字本町、字古道、字山崎、字郷津、字五十里、字地正、字五反田、字工在家、字返町の各一部

3・4・17号八幡宮線

千曲市大字小島字屋敷地、字武台、字松在毛、大字桜堂字桜田、字土井合、字水引、字欠口、大字杭瀬下字尾米、大字桜堂字尾米、大字新田字尾米、字村浦、字宮前、字屋敷、字村前、字来光塚、字東林房、字土手外、大字中字劔崎、字下土合、大字八幡字大割、字上中島、字前川原、字東川原、字御頭免、字柳田、字唐臼、字北稲付、字稲村の各一部

3・4・18号川西線

千曲市大字八幡字大伝寺、字花免、字小栗塚、字寺裏、字栴鼻、字北堀、字御頭免、字柳田、字横まくり、字六反田、字志川、大字稲荷山字伊勢宮、字王地、字町屋敷、字釜蓋の各一部

3・5・19号温泉前線

千曲市大字稲荷山字中通、字下通、字中條の各一部

3・5・20号栗佐橋線

千曲市大字屋代字本町、字上町裏、大字栗佐字北村道北、字北村道南、字戸崎、字北村、字接待、字南村浦沖、字宮西、字諏訪宮、字沢田、字蓮池、字中島、大字野高場字上新田の各一部

3・3・21号上山篠ノ井線

千曲市大字力石字大師免、字岩井堂、大字新山字天坂、大字上山田字薬師堂、大字新山字寄合、字清水、字西山、字西山入、字越道、字日影、字漆原、字御屋敷、大字上山田字羽場、字水上、字弥勤寺、字和合、字音平、字城野腰、字城山、大字若宮字大日向方、字向山、字葎ヶ鼻、字大西、字大西統、字東山、字中田、字東芝原、字樋下、字樋下統、字黒彦、字向中河原、字下黒彦、字下中島、字舞台、字下河原、字下河原統、大字須坂字中島、字下中島、字下河原、大字八幡字五人新田、字上川原、字十一人、字北田、字蛭坪、字東條、字八日市場、字外西川原、字東中曾根、字西中曾根、字大谷、字謡坂、字社宮司、字清水下、字大伝寺、字大道、字北滑石、字中道、字稲付、字北稲付、字外く祢、字砂田、字階子田、大字稲荷山字上一里山、字伊勢宮、字境なし、字治田、字王地、字元町、字釜蓋、字湯の崎、字大牧、字飯繩、字篠山の各一部

3・3・22号上山篠ノ井線

千曲市大字栗佐字楡ノ木、字中新田、字昭和開田、字車屋浦、字蘭田、字五丁鋤、字琵琶尻、字子新田、大字屋代字中田島、字新町、字毛勝、字上河原、字道合、字新田、字高畑、字高河原、字中島、大字雨宮字窪河原、字起返上ノ割、大字屋代字犬ヶ瀬、字徳本の各一部

3・4・23号黒彦線

千曲市大字内川字屋代仮堰外、字中川原、大字上徳間字橋場、大字千本柳字清水、字上川原、字向川原、字黒彦川原、大字若宮字外河原、字下黒彦の各一部

3・4・24号若宮線

千曲市大字若宮字樋下統、字樋下、字黒彦、字中黒彦、字上黒彦、字中田、字柳田、字水吐、字稲場、字上堰添、字伊勢宮河原、字村東の各一部

3・4・25号羽場線

千曲市大字上山田字東組、字高河原、字神戸、字羽場の各一部

3・4・26号上山田線

千曲市大字上山田字高河原、字東組の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画チーム、長野県長野建設事務所千曲建設事務所、千曲市役所更埴庁舎

4 縦覧期間

自 平成18年5月16日

至 平成18年5月29日

都市計画チーム

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成18年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 組合の名称
茅野市安国寺姫宮区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成11年2月9日から平成21年3月31日まで
- 3 施行地区
茅野市宮川字川字平通、字中田通、字大道通、字土手附通、字家下通、字馬場、字姫宮、字堀合、字子安、字中島、字子安下、字子安通、字水上通、字中河原、字樋沢、字土手附及び字城下の各一部
- 4 事務所の所在地
茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内
- 5 設立認可の年月日
平成11年2月9日
- 6 変更認可の年月日
平成18年5月9日

都市計画チーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年5月15日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 許可番号 平成18年4月10日
長野県佐久地方事務所指令17佐地建第17-12号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小諸市大字御影新田字香久保2614-1、2614-1先、2615-1、2616-4、字和田原2753、2756-1、2758-1、2762-1(第一工区)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県豊橋市藤沢町83番地
ダイエー観光株式会社 代表取締役 松田 泰 秀

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年5月15日

長野県上小地方事務所長 田中利明

- 1(1) 許可番号 平成17年11月11日
長野県上小地方事務所指令17上小地建第14-12号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市大字古里字一本木839-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市大字古里1651 清水 達 雄
- 2(1) 許可番号平成18年4月20日
長野県上小地方事務所指令17上小地建第14-21号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市大字富士山字藪原4004-1、4004-2、4004-3の内、4004-5の内、4005-1、4006-4の内、4006-5の内、4007-4、4007-5、4007-6の内、4009-1の内、4010-1の内、字堤地1、2、3、字ニツ木峠-4024-8の内(第一工区)
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市緑ヶ丘1-1-7
山洋電気株式会社上田事業所 事業所長 北村 恵一

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年5月15日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

- 1 許可番号 平成18年1月10日
長野県上伊那地方事務所指令17上伊地建第32-13号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
駒ヶ根市大字赤穂7254-1、7254-2、7255-1、7255-2、7256
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
駒ヶ根市赤穂6983 山本 重 治

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年5月15日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1(1) 許可番号 平成17年7月19日
長野県松本地方事務所指令17松地建第35-8号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市穂高有明5570-1、5570-3、5571-1、5571-4、5571-5、5707-1、5707-2、5708-1、5713-1、5713-2、5570-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市穂高7581-1

株式会社等々力不動産 代表取締役 等々力 強

2(1) 許可番号 平成18年2月24日

長野県指令17建第3-15号

(3) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科高家5446-6、5447-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科高家5172 丸山 章、丸山 久美子

建築まちづくりチーム

公告

平成18年5月1日、上田市による下和子地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成18年5月15日

長野県上小地方事務所長 田中 利明

水と土・郷づくりチーム

公告

上伊那郡辰野町による中井鳥居沢地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年5月15日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成14年6月11日

3 土地改良事業を行った者の名称

上伊那郡辰野町

4 事務所の所在地

上伊那郡辰野町中央1番地

5 工事着手年月日

平成15年10月27日

6 工事完了年月日

平成18年3月30日

水と土・郷づくりチーム

公告

長野市安茂里小市土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年5月15日

長野県長野地方事務所長 堀内 清司

理事

新任

氏名 住所

小林 寛 長野市安茂里小市1丁目16番4号

島田 栄治 長野市安茂里小市2丁目26番46号

塚田 昌二 長野市安茂里小市3丁目35番12号

塚田 武徳 長野市安茂里小市3丁目8番5号

徳永 孝 長野市安茂里小市3丁目46番11号

宮尾 孝一 長野市小田切塩生甲277番地

重任

氏名 住所

山内 貞一 長野市安茂里小市4丁目1番4号

退任

氏名 住所

塚田 知雄 長野市安茂里小市3丁目35番8号

徳永 房和 長野市安茂里小市3丁目33番10号

徳永 貞雄 長野市安茂里小市4丁目1番10号

徳永 保友 長野市安茂里小市3丁目46番8号

岡村 勝 長野市安茂里小市3丁目8番7号

荒井 孝男 長野市安茂里小市2丁目23番18号

監事

新任

氏名 住所

塚田 興造 長野市安茂里小市3丁目47番43号

片山 昭幸 長野市安茂里小市4丁目1番8号

退任

氏名 住所

宮尾 恒夫 長野市安茂里小市1丁目16番12号

原山 袈裟治 長野市小鍋2969番地

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月15日

長野県南佐久建設事務所長 塩入 邦寿

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの通信設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成19年3月10日まで

(4) 履行場所

別表のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種の点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015
長野県南佐久建設事務所 総務チーム
電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 別表のとおり
イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月22日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

(別表)

履 行 場 所	入札及び開札の日時
佐久穂町古谷 古谷ダム	平成18年6月1日 午後1時30分
佐久穂町余地 余地ダム	平成18年6月1日 午後1時50分

河川チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月15日

長野県木曾建設事務所長 北 沢 陽二郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
水防情報システム保守点検業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書のとおり
- (3) 履行期間
平成18年6月5日から平成19年3月26日まで
- (4) 履行場所
長野県木曾建設事務所管内
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曾郡木曾町福島2757-1 長野県木曾合同庁舎
長野県木曾建設事務所 総務チーム
電話 0264 (25) 2237

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年5月30日(火) 午前11時00分
イ 場所 長野県木曾合同庁舎 501会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月22日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

河川チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月15日

長野県木曾建設事務所長 北 沢 陽二郎

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成18年度県単砂防管理事業に伴う保守点検業務委託
- (2) 業務の概要
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
平成18年6月5日から平成19年3月26日まで
- (4) 履行場所
長野県木曾建設事務所管内
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端

数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曾郡木曾町福島2757-1 長野県木曾合同庁舎
長野県木曾建設事務所 総務チーム
電話 0264(25)2237

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年5月30日(火) 午前10時30分
イ 場所 長野県木曾合同庁舎 501会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月22日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年5月15日

長野県犀川コモンズ・砂防センター所長
山 浦 直 人

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成18年度県単砂防管理事業に伴う土砂災害監視施設保守点検業務委託

(2) 業務の概要

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約の日から平成19年3月26日まで

(4) 履行場所

長野県犀川コモンズ・砂防センター管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市明科中川手4235

長野県犀川コモンズ・砂防センター 総務チーム

電話 0263 (62) 3257

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年6月2日(金) 午後2時

イ 場所 犀川コモンズ・砂防センター 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年5月26日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防チーム